

インフルエンザ登園届（経過観察記録）

みどりのひだまり保育園

園長 中根 淳

生年月日 _____

氏名 _____

1・受診した日と医療機関名

(令和 年 月 日 曜日) : 医療機関名 _____

2・診断名 インフルエンザ (型)

3・発症した日 (令和 年 月 日 曜日) _____

4・体温の経過

発症した日	月 日 () 時間 : 頃 ※体温 (°C)
発症後 1 日目	月 日 () 時間 : 頃 ※体温 (°C)
発症後 2 日目	月 日 () 時間 : 頃 ※体温 (°C)
発症後 3 日目	月 日 () 時間 : 頃 ※体温 (°C)
発症後 4 日目	月 日 () 時間 : 頃 ※体温 (°C)
発症後 5 日目	月 日 () 時間 : 頃 ※体温 (°C)
発症後 日目	月 日 () 時間 : 頃 ※体温 (°C)
発症後 日目	月 日 () 時間 : 頃 ※体温 (°C)
発症後 日目	月 日 () 時間 : 頃 ※体温 (°C)
登園する日の朝 (解熱後 3 日目の朝)	月 日 () 時間 : 頃 ※体温 (°C)

保護者氏名 : _____ (印)

①医療機関を受診しインフルエンザの診断を受けたら園にご連絡ください。

②登園の際は、登園届（経過観察記録）に保護者が記入・押印し担任に提出してください。

※この文書は治癒証明書に代わる物であり、公文として取り扱いますので正確な報告をお願いします。

インフルエンザによる登園停止期間について

みどりのひだまり保育園

園長 中根 淳

インフルエンザ・新型インフルエンザにあたっては「解熱した後 2 日を経過するまで」でしたが、ガイドラインの一部が改正され、「発症した 5 日後を経過し、かつ解熱した 3 日後を経過するまで」と変更となっています。

ただし「病状により、医師において感染の恐れがないと認めた時は、この限りではない」ともなっていますので、登園再開については医師にご相談頂くか、下記の早見表に従って頂きますようお願い致します。

※インフルエンザの場合医師の診断書・説明書は必要ありませんが、登園届（経過観察記録）用紙を保護者に記入して頂く必要があります。

- * 抗インフルエンザ薬の効果で熱が下がっても、インフルエンザウイルス感染力は、しばらくの間残っています。
- * インフルエンザでは一旦熱が下がっても、再び発熱する場合があります。
- * 登園停止期間に従い、感染力が弱くなるまで登園を控えることで、蔓延が防止されます。

●インフルエンザ登園停止期間は早見表をご確認ください。

※登園停止期間の「発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した 3 日を経過するまで」は最低でも「5 日が基準となり、それに加え解熱した日によって期間が延長していきます。

※発症日については、病院受診時に医師に相談確認してください。（発症した日・解熱した日はカウントしません。）

		発症	発症後5日を経過するまで					発症後5日経過した後			
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
例1	発症後 1日目	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	解熱後 4日目				
	解熱した場合	登園停止	→					登園可能			
例2	発症後 2日目に	発熱		解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目				
	解熱した場合	登園停止	→					登園可能			
例3	発症後 3日目に	発熱			解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目			
	解熱した場合	登園停止	→					登園可能			
例4	発症後 4日目に	発熱				解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目		
	解熱した場合	登園停止	→					登園可能			
例5	発症後 5日目に	発熱					解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	
	解熱した場合	登園停止	→					登園可能			